



Title	都市近郊複合野菜地帯の專業的展開条件に関する研究 : 第1報 北海道旭川市近郊地帯 (その1)
Author(s)	湯沢, 誠; YUZAWA, Makoto; 三島, 徳三 他
Citation	北海道大学農経論叢, 34, 107-142
Issue Date	1978-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10931
Type	departmental bulletin paper
File Information	34_p107-142.pdf



都市近郊複合野菜地帯の專業的展開 条件に関する研究

— 第 1 報 北海道旭川市近郊地帯（その 1） —

湯沢 誠 三島徳三
亀井 大 藤島廣二

目 次

I 課題と分析視角	107
II 旭川市における野菜市場の性格	109
1. 両卸売市場の沿革	109
2. 両卸売市場の集散市場的性格	110
3. 両卸売市場の産地市場的性格	113
4. 旭川市卸売市場の価格動向	115
III 旭川市近郊農業地帯における最近の変化 — 專業化ターンと「稲作プラス野菜作」の展開 —	117
1. 耕地規模の零細性と専・兼構成の変化	117
2. 「稲作プラス野菜作」の展開	120
IV 旭川市神居地区における 稲作複合野菜作の展開と農協の販売対応	123
1. 地帯別専・兼動向と野菜作の地位	123
2. 代表的集落の若干の分析 — 「雨粉 2」集落 —	128
3. 神居農協の販売対応	136
4. 小 括	140

I 課題と分析視角

日本農業をめぐる最近の理論は、主として兼業化の一方的進行、具体的には基幹男子農業専従者の減少をもって、農業解体のあらわれとしている。確かに都府県の農業、なかでも都市近郊地帯のそれを管見するかぎり、兼業（第 2 種）化の圧倒的進行、農地の農外転用の激増などを要因とした農業解

体の傾向はうかがえる。また、そうした都市近郊農業の動向が明日の日本農業の姿を先行的に示すものとするならば、日本農業の前途は、「農業解体」論者のいうようにきわめて暗いものといわなければならない。

しかしながら、北海道においては専業農家の絶対数、割合とも都府県に比して高く、農業生産力も着実に前進していることは、よく知られている。従来議論は、この要因を単純に北海道的特殊性として片付けてきた。確かに北海道は、都府県とちがって労働市場の展開が弱く、また耕地面積が一般的に大きいなど、農業にとって一面有利な条件のもとにある。だが、都府県の農業がかかえる規定条件は遅かれ早かれ北海道にも波及せざるを得ないだろうし、現に波及している。とくに、北海道でも旭川市周辺や道南函館市周辺の農業は、多くの点で都府県農業に近似した条件のもとにおかれている。すなわち、第1にこれらの都市近郊地帯の農業は、いずれも近傍に豊富な労働市場をかかえており——土建業・商業・サービス業のほか、とくに前者にあっては木材加工業、後者にあっては水産加工業——、恒常的あるいは非恒常的通勤兼業化が進行している。また第2に両地域とも水田作を基幹としており、その面積も平均2～3ヘクタールと道内の空知、石狩の水田中核地帯とくらべて小さく、むしろ都府県の水田中核地帯と近似している。そして第3に両地域とも近隣大都市の地場消費を相手として野菜園芸が主として稲作複合の形態で発展しており、この点でも都府県とりわけ都市近郊の農業地帯と大差がない。

しかしながら、これらの道内の都市近郊地帯では、全体として兼業化の基調に包摂されつつも、近年、専業化への着実な前進と胎動が見受けられる。したがって、こうした専業的展開の条件を探ることは、たんに北海道における都市近郊農業地帯の今後の方向をみるうえで有効であるだけでなく、都府県農業をも射程においた「専兼問題」分析に、ひとつの示唆を与えるものと思われる。

本研究は、このような問題意識をもって道内の旭川市近郊地帯および函館市近郊地帯——両地帯とも稲作複合野菜地帯として一括しうる——の専業的展開条件を明らかにしようとするものであるが、本年度はとりあえず旭川市近郊地帯の動向、とくに同地帯で専業農家率の群を抜いた高さを誇っている旭川市神居地区の分析を行なうことにする。

以下分析の順序および視角を述べると、第1に旭川市近郊の野菜生産者の主要な出荷先となっている旭川市の2つの卸売市場の動向と性格を明らかにし、第2に同地帯の最近の農業動向を、とくに専・兼別推移と営農形態を中心に概観する。そして第3に旭川市神居地区における稲作複合野菜作の展開と農協の販売対応について実態分析を行なう。本研究の視角は分析の順序にみられるとおりの一見多面的であるが、根底にある問題視角は、專業的展開の条件をたんに個別農家の問題としておさえるのではなく、市場に対応するひとつの地域的集団として、すなわち「共販体制」の問題としてとらえることにある。われわれが農業生産の実態とともに、市場動向および農協を基軸とした集出荷体制に注目する意味は、まさにその点にあるのである。

II 旭川市における野菜市場の性格

旭川市近郊の野菜生産者の出荷先は、市内の2地方卸売市場（旭一旭川地方卸売市場、丸果旭川地方卸売市場）、産地問屋（浅田商店）、ホクレン青果物流通センター、および市外の札幌市中央卸売市場、その他近接の中・小規模卸売市場である。ただし、個人出荷にしても共同出荷にしても、主な出荷先は旭一、丸果の2市場であって、近郊野菜生産者の総出荷量の8～9割がこの両市場へ出荷されている。両市場へのお荷量が過剰を呈するばあいに問屋やホクレン青果物流通センターへ持込んだり、品質があまり良くないために市場で良い値が期待できない物を問屋に出荷したりすることが多い。また札幌市中央卸売市場へのお荷は、収穫量を急増させつつある新興産地の農協がお荷調整のために出荷量の一部をお荷するというものであって、道南の野菜産地が函館市中央卸売市場とともに札幌市中央卸売市場をも主要な出荷先としているのとは対照的である。

したがってここでは、旭川市近郊野菜生産者の与件としての市場を解明することを目的としているので、市内の2卸売市場を中心にその動向と性格をみることにする。

1. 両卸売市場の沿革

旭川市の青果物市場も昭和40年代の初期までは、多くの他の都市の青果物市場と同様に、多数の問屋や卸売市場があつて、取扱業者のいわば乱立状態を呈していた。だが、昭和43年4月には旭一が丸果旭川青果を吸収し、44年

9月には旧丸果、一印魚菜卸売市場青果部、2問屋(辻青果、丸三青果)の4者が合併して新丸果が誕生し、かくて主要な青果物取扱業者は、旭一旭川地方卸売市場(株)と丸果旭川地方卸売市場(株)の2社となり、独占的な市場構成をなすようになった。しかも、旭一、丸果の両業者は道北の各市場へ大量の転送をなすとともに、旭一は昭和45年より士別市地方卸売市場の卸売業者をも兼ね、また丸果も45年に下川魚菜卸売市場を吸収し、さらに名寄、富良野両市の卸売市場と業務提携した。また丸果は士別、砂川両市に営業所を設置している。このように両卸売会社は、単に旭川市においてだけではなく、道北全域において絶対的な地位を保持しており、独占と系列化を基礎にのちにみるような広域的な集散市場体系を形成し、その拠点市場としての地位を分けあっているのである。

また、モータリゼーションの進展や取扱量の増大によって狭隘化し、流通の円滑化をそこねていた施設も、両卸売市場が昭和45年6月に西永山流通団地に移転することによって規模拡大がなされ、大量流通の物的基盤を形成することとなった。だが流通の円滑化は、そうした物的な改善によるだけではなく、卸売市場内の機構の改善によってもはかられている。すなわち、昭和45年の合併時に丸果では中央卸売市場以外では全国で初の仲卸制度を設け、旭一も47年には仲卸制度を設けている。これによって卸売人による細分化は大いに省略され、短時間での一括大量取引が可能にされるようになった。

かくして、旭川市野菜市場では、生産の側の組織化＝大量出荷体制——後述するところの農協出荷体制——の成立と相まって、市場体制の総体的な再編がなされ、このことによって太いパイプによる大量流通が大いに進展することとなった。ただし、かかる市場体制の再編が卸売業者の集荷対策を、これまでの生産者との直接的連繫による「山づくり」から、農協を通じての産地掌握へ移行せしめるものであったことには注意を要する。けだし、それは集荷と代金支払における卸売市場の負担の一部を、生産者の組織としての農協に肩代りさせるという側面を持つことを否定しえないからである。

2. 両卸売市場の集散市場的性格

第1項においては、市場編制の観点から、両卸売市場が旭川市内はもとより道北全域においても絶対的な地位を占め、一括大量流通が可能となることが一理解しえた。次にここでは、そうしたことが取扱高と分荷の面

においても如実に現われていることを明らかにし、もって両卸売市場の集散市場的性格を解明する。

第1表 卸売市場取扱高と旭川市場のシェア

区 分	昭45		48		51	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
旭 川 (A)	トン 48,768 (100)	百万円 3,376 (100)	トン 65,424 (134)	百万円 5,592 (166)	トン 64,018 (131)	百万円 9,524 (282)
	30,975 (100)	1,674 (100)	34,751 (112)	2,799 (167)	34,282 (111)	4,022 (240)
丸 果 (B)	44,599 (100)	3,294 (100)	63,621 (143)	5,744 (174)	85,849 (192)	12,244 (372)
	22,710 (100)	1,241 (100)	29,265 (129)	2,640 (213)	44,046 (194)	5,876 (473)
C	180,989	12,840	247,905	20,621	266,965	35,637
	100,768	5,587	121,470	9,561	141,898	17,100
A + B	51.6%	51.9	52.1	55.0	56.1	61.1
C	53.3	52.2	52.7	56.9	55.2	57.9

- 注 1) 上段は青果合計下段は野菜、()は昭和45年を基準年とした伸び率。
 2) Cは道北流通圏の全卸売市場の合計取扱高。
 3) 昭和45・48年…『北海道卸売市場取扱状況』
 昭和51年…北海道市場協会『市場荷主通信(昭52. 2 1)』。

「北海道卸売市場整備計画」(昭和47年)では道内を4流通圏¹⁾に分割し、旭川市をそのうちの道北流通圏に位置せしめている。道北流通圏は卸売市場配置都市として18都市²⁾を有し、うち10都市が拠点的市场配置都市で、8都市³⁾が補完的的市场配置都市である。これら多数の卸売市場配置都市があるにもかかわらず、旭川市の両卸売市場の取扱高は群を抜いている。第1表により旭川市両卸売市場の取扱高の推移と道北流通圏におけるシェアをみるならば、次のようである。すなわち、旭川市以外の卸売市場の取扱高は合計してもそれほど大きな増加をなさないが、旭川市両卸売市場の取扱高合計は相対的に

- 1) 4流通圏とは、道南・道央・道北・道東の各流通圏である。
 2) 10都市とは、旭川市、芦別市、滝川市、深川市、北見市、網走市、名寄市、留萌市、富良野市、稚内市である。
 3) 8都市とは、砂川市、赤平市、士別市、紋別市、留辺蘂町、置戸町、遠軽町、美幌町である。

増加が大きく、取扱高の絶対量が非常に大きい。それは、道北流通圏におけるシェアが5～6割で、しかも漸増傾向を示していることによっても理解しうる。

旭川市両卸売市場の合計取扱高は、道北流通圏の各都市の卸売市場取扱高と比較してもっとも高いというだけではなく、道内全体でも札幌市卸売市場に次いで第2位である。しかし、こうした取扱高の大ききもさることながら、各都市の卸売市場取扱高と人口との比較による集散市場性（取扱高比率+人口比率）は道内で旭川市が群を抜いて高いのである。すなわち、旭川市両卸売市場の取扱高は、人口との比較でみるならば道内で最大なのである。これは、旭川市の1人当り野菜消費量が道内でもっとも多いということではなく、道内の他の都市と比べて市外への分荷量が市内分荷量に対して相対的に多いことを意味している。そこで次に、市内外への分荷比率と分荷先とを、第2表からみよう。

第2表 両卸売市場の分荷比率

市場	年次	昭和48年				昭和50年			
旭一	旭川	62.1%	富良野	2.7%	旭川	55.0%	稚内	11.0%	
	上川	2.4%	滝川	2.3%	北空知	10.0%	根釧	8.0%	
	名寄	1.8%	美瑛	1.7%	士別	2.0%	紋別	2.0%	
	士別	1.1%	和寒	0.9%	その他	12.0%			
	当麻	0.6%	その他	24.4%					
丸果	旭川	68.1%	遠軽	3.7%	旭川	60.0%	稚内	8.0%	
	富良野	2.3%	紋別	1.5%	遠軽	6.0%	留辺蘂	5.5%	
	その他	24.4%			天塩	5.0%	名寄	3.5%	
					斜里	3.0%	士別	2.5%	
					留萌	2.0%	その他	4.5%	

- 注 1) 昭和48年は両市場の青果物の総取扱額（旭一…約60億円，丸果…約66億円）をそれぞれ100%としたときの比率である。
 2) 昭和50年は仲卸への販売分（旭一…約65億円，丸果…約83億円）についての分荷比率である。
 3) 昭和48年…道立総研の金子佳弘氏の研究資料より引用。
 昭和50年…昭和51年10月の旭川市場での聴き取り調査による。

- 4) 藤島廣二稿「青果物流通=市場再編下の地方都市中央卸売市場の位置」(北大『農経論叢』第33集，1977年)，の表3を参照。昭和50年の札幌市の集散市場性は野菜が1.26，果実1.12であるが，旭川市のそれはそれぞれ2.64，2.78と格段の差がある。

都市近郊複合野菜地帯の專業的展開条件に関する研究

昭和50年については仲卸の取扱分についてのみの分荷比率であるので、市内への分荷割合が低めにでていることは否めない。売買参加者の取扱分は主に市内に分荷されているので、両卸売市場の総取扱高の市内外分荷比率は昭和50年と昭和48年とで大差ないものとみてよいであろう。要するに、ここからいえることは、旭川市両卸売市場での取扱高のうち約6.5割が市内へ、約3.5割が市外へ分荷され、その分荷先は主に道北一円で、一部道東もその分荷圏に含まれている、ということである。

また、市外へ分荷される品物は野菜、果実とも金額的にはほぼ同程度であるが、果実の方が若干多いようである。旭川市近郊の地場野菜も市外へ分荷されているが、これは各地の地場物が出廻る前の2～6月にとくに多くなっている。

以上のように、旭川市両卸売市場は非常に多量の集荷と広範囲な分荷とを行っており、道北流通圏における集散市場としての地位を絶対的なものとしている。しかしながら、旭川市の卸売市場は単に集散市場としての性格も持っているにとどまらず、後背に道内でも有数の野菜産地を有することによって、産地市場としての性格もそなえているのである。次にこのことをみよう。

3. 両卸売市場の産地市場的性格

旭川市両卸売市場は、第3表にみられるように、果実の道内物の比率は低い、野菜のそれは数量で年々約6.5割、金額で5割弱であって、このような大型の市場としては道内物の比率がかなり高いものとなっている。札幌市中央卸売市場の道内野菜の比率も高く、これとほぼ同程度であるが、札幌市

第3表 旭川市両卸売市場における道内物の比率 単位：%

年次	旭		一		丸		果	
	野菜		果実		野菜		果実	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
昭43	67.9	52.4	18.4	11.5	62.0	43.3	17.6	10.5
45	69.4	53.2	16.6	8.6	63.2	44.3	18.2	10.8
47	65.2	50.8	20.7	13.1	61.7	45.9	17.0	10.7
49	66.0	50.4	22.6	16.9	66.2	49.3	16.2	12.4

注) 『北海道卸売市場取扱状況』各年版より作成。

卸売市場のばあいは全道的な集荷であるのに対し、旭川市卸売市場のばあいは近接産地に集荷の重点をおいているのである。そのため旭川市の卸売市場の道内野菜は近郊地場物の出盛期に多く、道内物が高比率をなす期間は札幌市卸売市場のばあいよりも短い。

旭川市近郊は古くからの野菜産地であるので——旭川市近郊地域内での新旧産地の交代はあるが、全体としては古くからの産地である——、卸売市場での地場物の取扱比率はもともと高かった。昭和36年当時においては旭川の卸売市場の野菜の地域別取扱高比率は地場物が49.1%、地場物を除く道内物が7.1%、道外物が43.8%であり、道内物の全体のうち地場物が9割弱を占めていた。現在でも道内野菜に占める地場物の比率は約9割であり、ほぼ同じである。市場別では、旭一で地場物が多く、取扱道内野菜のうちほぼ全量が地場物である。丸果は旭一よりも地場物の比率は若干低くなっている。

このように、地場物が野菜集荷量の半ば以上を占め、しかも道内物の大部分を占めているわけであるが、この地場物の出荷者についてみると、次のごとくである。すなわち、以前は多くが産地商人や直接生産者による個人出荷、あるいは生産者の小グループによる出荷であった。また、市場の側でも安定的な集荷量の確保のための自己の「山づくり」に努めていた。しかし、商人が活躍していた旧産地——典型的事例としては永山町が挙げられる——が、都市化の波に押されて衰退しつつあることや、「稲転」を契機とした新興産地の出現、および生産者グループ（任意組合）の農協組織への統合などによって、現在では近郊産地でありながら農協による共同出荷が一般的となっている⁵⁾。最近の数年では農協出荷が地場野菜の全出荷量の7～8割を占め、商人や直接生産者や任意組合による個人出荷は2～3割にすぎなくなっている。しかし、すべての品目が一樣に農協出荷になったのではない。丸果卸売市場を例にみると、農協出荷の多い主要品目はきゅうり（約8割）、トマト（約8割）、スイカ（約9割）、ネットメロン（約9割）で、なす（約3割）

5) 『旭川におけるそ菜の商品化構造』（旭川市、1963年）による。これは川村琢氏を代表にして山田定市、三國英実両氏がまとめたものである。

6) 旭川、鷹栖、東神楽、東川、当麻、比布の1市5町には全部で16農協があるが、『農業協同組合要覧』によって各農協の販売事業をみるならば、以前から野菜を主要販売品目とし取扱金額に大きな変化がないのが16農協中4農協45年以降に取扱金額を急増させたか、その頃から野菜の取扱いを始めたのが9農協、現在も野菜の取扱いをしていないのが3農協である。

やプリンスメロン（約3割）は少ない。

以上要約すれば、旭川市卸売市場は野菜の取扱いにおいては地場物が大きな割合を占め、しかも集出荷においては農協に組織された体制ができていゝる。すなわち旭川市の卸売市場は、かなり大規模な市場にもかかわらず、野菜に関しては農協出荷を基盤とする産地市場的性格を強くもっているのである。

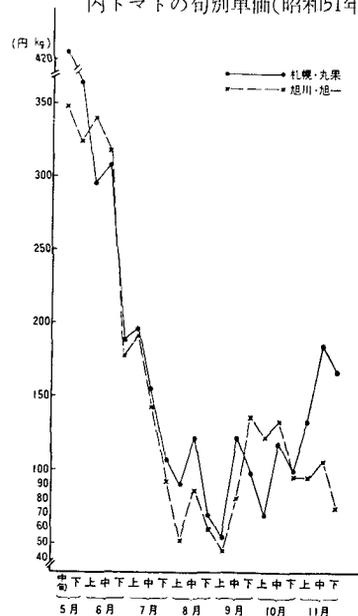
4. 旭川市卸売市場の価格動向

野菜に関して集散市場と産地市場という二側面をそなえている旭川市の卸売市場は、出荷者＝生産者にとってもっとも重要である価格動向においては、いかなる特徴を有しているであろうか。とくに地場物の価格に焦点をあててみていこう。

全体としては年平均単価は道外物の方が高く、ただし4～8月の道内物の出廻りの前半期には道内物の方が高い。この点は道内の他の市場とほぼ同様である。むろん道内物が高くなるといっても品目によってかなり差があり、トマトのように道内物が道外物に比べかなり高いものから、ピーマンのように常に道外物よりも低価格のものもある。

また、道内物の価格もその多くが、札幌市中央卸売市場と同様な値動きをしている。第1図では、札幌市の丸果と旭川市の旭一を例にとって、道内物のトマトの値動きをみたのであるが、価格水準は若干札幌丸果の方が高いとはいえ、非常に近似した値動きをしていることがわかる。他の品目においても、ほぼ同じことがいえる。これは、生産者にとっては札幌市場への出荷が、輸送経費を考慮すれば、必ずしも有利でないことを示している。逆にいえば、旭川市の卸売市場は近郊生産者にとっては相対的に有利な市場

第1図 札幌・旭川両市場における道内トマトの旬別単価(昭和51年)

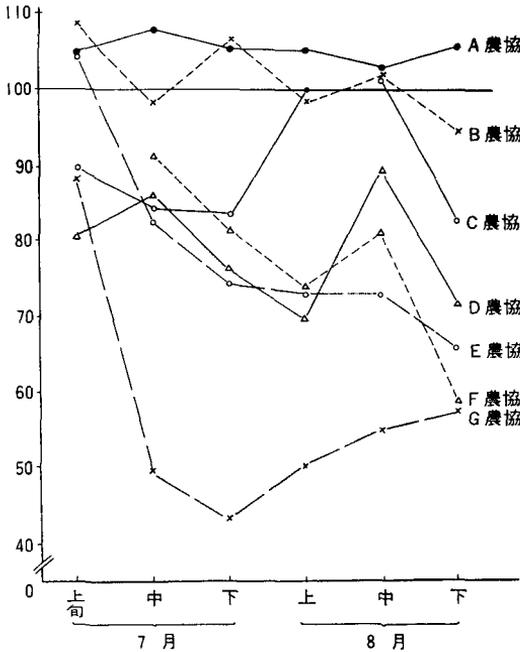


注) 北海道市場協会『生鮮食料品流通情報センター月報』より作成。

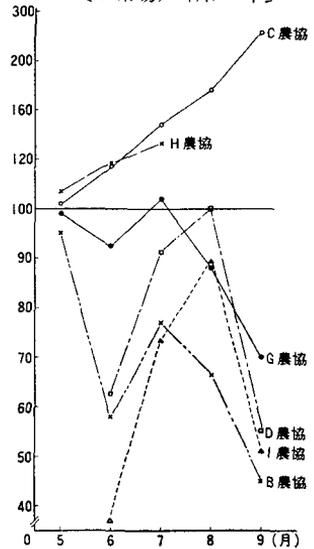
となっているわけである。

だが、地場物も出荷者によってかなり価格の開きがある。個人出荷と共同出荷（多くは農協出荷）とでは一般に個人出荷の方が低価格であるのはいうまでもないが、同じ農協出荷でも旭川市の卸売市場のばあい価格差は顕著である。第2図の(1)と(2)は、市場別に農協間価格差をみたものである。高価格になっているのは、主に、完全共選で共販を行なっているA農協のきゅうり、C農協のトマト、あるいは他農協に比較して多量の出荷をなしている農協の品目であって、少量の出荷では農協の出荷といえども低い価格しか出されていない。このことは、一面で農協間の競争を強める条件になっているとともに、市場側からみると農協に対して一種の差別分断的価格操作を行なっていることを示唆している。

第2図(1) 農協間価格差 (白イボきゅうり)
[X市場, 昭和51年]



第2図(2) 農協間価格差 (トマト)
[Y市場, 昭和51年]



- 注) 1) 旭川市近郊の農協でX市場に出荷している7農協の旬別平均単価(加重平均)を100として、各農協の平均単価を指数化したもの。
2) X市場資料より作成。

- 注) 1) 旭川市近郊の農協でY市場に出荷している13農協の月別平均単価(加重平均)を100として、各農協の平均単価を指数化したもの。但し出荷量の多い6農協のみを図示。
2) Y市場資料より作成。

いずれにしても、旭川市両卸売市場は近郊生産者にとっては地場市場として不可欠の地位にあるとはいえ、価格の面からみるならば、両卸売市場の独占的地位と市場間の荷引競争を背景に、市場イニシアによる価格形成がなされているといえる。

Ⅲ 旭川市近郊農業地帯⁷⁾における最近の変化

—— 專業化ターンと「稲作プラス 野菜作」の展開 ——

1. 耕地規模の零細性と専・兼構成の変化

昭和50年時で、道内の全農家の約2割は耕地規模が10ha以上、約2.5割は5～10ha、そして約2割が3～5haで、平均では6.8haである。しかるに、旭川市近郊農業地帯では、農家の耕地規模は2～5ha層に集中し、平均で3.3haである。このように耕地の平均規模は全道平均の半分以下であり、しかも上川支庁平均の4.8haよりも1.5haも小さい。すなわち、旭川市近郊地帯の1戸当り耕地規模は非常に狭小であって、いわば都市近郊型の農業地帯となっている。ところが、この耕地規模の狭小さに対して、水稲収穫面積の平均規模は同地帯全体では、水田中核地帯の空知支庁平均の3.8haよりは劣るとはいえ、全道平均の2.5haとはほぼ匹敵する2.3haで、上川支庁平均の2.0haを上回っている。ただし水稲収穫面積の規模を階層別に分けると、1ha未満、1～2ha、2～3ha、3～5haの各階層に平均して分布しており（それぞれ23～25%）、水稲作のみで生活を維持することが不可能な階層（現在では3ha未満層）が7割強を占めている。つまり、旭川市近郊地帯は平坦で肥沃な土地を利用しての水稲作が盛んであるが（同地帯の水田化率は85%）、耕地の狭隘性に規制されて、多くの水田農家では一般的に水田專業への途が困難となっているのである。⁸⁾

旭川市近郊農業地帯では、上述のように耕地規模が狭小であること、しかも基幹作物の稲作の省力化が進んでいること、および大規模な雇用市場である旭川市が存在することによって、ほかの都市近郊農業地帯一般と同様に、

7) ここでいう「旭川市近郊農業地帯」とは旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・東川町の6市町を指している。

8) 以上の数値はいずれも「1975年農業センサス」による。

これまで兼業化の進展が顕著であった⁹⁾。それは、兼業農家数全体の増大もさることながら、兼業のいわば内包的発展である「恒常的勤務」の増加、なかならず昭和45年以降の「2兼農家」数の激増としてあらわれていた。

ところが、昭和49年以降不況が漸次深化してくるにつれて、旭川市の雇用市場も大幅に悪化し、兼業農家に大きな影響を与えることになった。すなわち、「恒常的勤務」の兼業農家数が大きく減じ、「日雇・臨時雇」ないし「出かせぎ」といった不安定な兼業農家の構成比が大幅な増加をなし、他方昭和50年ないし51年には離農戸数も全体として減少傾向を呈してきた。また、昭

第4表 専・兼別農家構成比の推移

単位：%

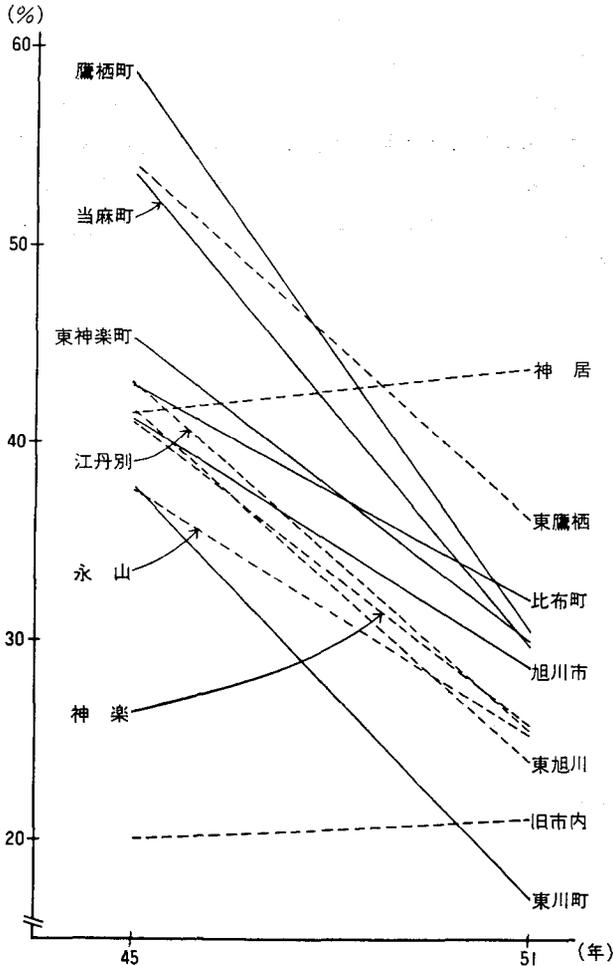
市町	専兼	年月日	年月日				
			昭45.2.1	48. 2. 1	49. 2. 1	50. 2. 1	51. 2. 1
旭川市	専業		41.1	27.6	24.6	24.5	28.6
	1兼		36.6	37.7	34.1	42.3	41.6
	2兼		22.6	34.7	41.3	33.6	29.8
鷹栖町	専業		58.8	26.7	21.2	28.1	30.4
	1兼		31.6	42.3	35.2	45.9	53.9
	2兼		9.6	31.0	43.6	26.0	15.7
東神楽町	専業		45.2	25.9	21.2	27.5	29.9
	1兼		44.1	43.8	48.0	49.6	49.6
	2兼		10.7	30.3	30.8	22.9	20.5
当麻町	専業		53.4	25.2	21.5	25.1	29.6
	1兼		38.4	48.5	51.0	47.0	48.9
	2兼		8.2	26.3	27.5	27.9	21.5
比布町	専業		42.8	23.0	24.3	22.0	32.0
	1兼		48.1	60.3	53.9	58.7	53.5
	2兼		9.1	16.7	21.8	19.3	14.5
東川町	専業		37.7	21.6	14.6	13.3	17.0
	1兼		50.7	51.9	52.1	56.2	59.5
	2兼		11.6	26.5	33.3	30.5	23.5

注 『北海道農業基本調査』各年版より作成。

9) 兼業農家には「やとわれ兼業農家」と「自営兼業農家」とがあるが、旭川市近郊地帯では「自営兼業農家」はその構成比が小さく（昭和50年現在で総兼業農家の約8%）、しかもやとわれ兼業農家ほどには、好不況によって大きく変動することもないので、ここではやとわれ兼業を対象に動向をみる。

和50年以降、これまで激増していた「2兼農家」数は減少へと転じ、これまで大幅な減少をなしていた「專業農家」数は一転して増加をはじめた。こうしたことは、不況の深化による雇用条件の悪化によって、農家の農外就業が困難化しつつあることを示しているわけであるが、そのことは第4表の専・兼

第3図 專業農家率の変化



- 注 1) 点線は旭川市の旧市町村別。
 2) 『北海道農業基本調査』(45年, 51年版), 『あさひかわの農業』(45年, 51年版)。

別構成比にも明瞭に現われている。すなわち、旭川市近郊農業地帯においては、「専業農家」比率は昭和49年ないし50年を底として上昇をなし、逆に「2兼農家」比率は昭和49年をピーク（ただし当麻町のピークは昭和50年）に低下をなしている。

こうした専・兼構成の変化をさらに旭川市の旧市町別の動向を含めてより子細にみると、第3図のようなきわだった地域的差異を読みとることができる。同図は煩さを避けるため45年から51年にかけての専業農家率の変化を示したものであるが、一見して明らかなように旭川市近郊地帯のほとんどの市町村（旭川市においては旧市町村も）が、この間急激な専業農家率の減少をみているなかにおいて、ひとり旭川市の神居および旧市内のみが専業農家率を高めている。なかでも神居は45年当時の専業農家率では41.4%とその当時としては旭川市近郊地帯のほぼ平均的水準であったが、51年のそれは43.8%と他市町村（旧市町村）のその低落を尻目に群を抜いた高さを保持している¹⁰⁾。この神居の特徴的に示される動きは、旭川市近郊地帯全体における50年ないし51年以降の専業化ターンとは異質な背景を示唆しているといえよう。

旭川市近郊農業地帯における最近の変化の主要なものの一つは、以上に述べたところのいわば農業専業化の進展であるが、かかる専業化を可能ならしめうる基盤である農業生産構造においては、いかなる変化が現われているであろうか。そのことを次にみよう。

2. 「稲作プラス野菜作」の展開

第5表によれば、昭和45年以降の「稲転」によって水田面積が激減し転換作物が増加してくるが、兼業が深化しつつあった49年頃までは、それは集約的な作物への転換ではなくして、「飼料作物」や「豆類」といったより粗放的な作物への転換であった。そして、かくして生ずる余剰労働力は農外へ流出せしめ、兼業をさらに深化させていった。また、「野菜」のような集約的な作物にあっては、その作付面積は「小もの」への転換や施設栽培の進展とも相まって全般的に減少傾向をなしていた。ところが、不況に入ると共に、安定

10) 神居の専業農家数は昭和45年322戸から48年には228戸と大きく減少を示したが、51年には251戸と再び増加に転じた。これに対し2兼農家数は45年の193戸から48年の226戸へと増加していったが、51年には132戸と激減した（『あさひかわの農業』昭和45年、48年、51年版。原数値は「北海道農業基本調査」）。

都市近郊複合野菜地帯の專業的展開条件に関する研究

第5表 市町別主要農作物作付面積の推移

単位：ha

種目 年次	米	麦類	いも 雑穀	類 穀	豆類	野菜	飼料 作物	米	麦類	いも 雑穀	類 穀	豆類	野菜	飼料 作物	
	旭川市							鷹栖町							
46	9,860	294	589	750	821	1,378		2,670	41	36	56	122	103		
48	7,370	290	662	1,249	545	1,892		1,710	79	194	268	88	278		
49	8,370	145	667	1,219	567	3,306		2,610	42	199	202	72	586		
50	9,400	100	387	1,171	502	3,028		3,000	21	172	63	71	646		
51	9,780	103	330	738	519	2,462		3,180	20	94	41	78	476		
	東神楽町							当麻町							
46	1,870	48	119	224	133	445		2,850	76	48	89	158	127		
48	1,210	53	137	559	145	460		1,320	122	81	389	178	449		
49	1,460	47	142	735	119	521		2,130	110	104	587	151	487		
50	1,750	33	98	581	140	603		2,690	52	61	461	149	351		
51	1,900	19	59	415	157	591		2,950	28	35	214	139	204		
	比布町							東川町							
46	1,760	68	37	81	88	182		2,340	106	75	68	95	214		
48	1,220	77	41	304	77	276		1,530	37	449	489	102	251		
49	1,540	32	40	438	79	463		1,900	12	222	657	76	313		
50	1,780	7	20	321	73	399		2,380	9	109	413	96	324		
51	1,910	7	13	161	74	292		2,660	26	31	209	125	219		

注) 『北海道市町村別農業統計』各年版より作成。

的な高収益を確保しうる水稲の作付面積が再び増加し、しかも雇用市場の悪化によって生じた農家内の余剰労働力を活用し、狭隘な耕地でより多くの収入を得んがために、地域によっては集約的な野菜をとり入れていく傾向が顕著になった。ただし、かかる作目の転換は旭川市近郊農業地帯全域で一様に進んでいるわけではなく、山間部では依然として飼料作物や豆類の栽培が盛んである。だが、平坦部では「稲作プラス野菜」の複合経営が次第に増加しつつあることは、次の第6表からも推察することができる。

農産物販売金額第1位の作目別農家数から「単一経営」、「複合経営」の状態をみた同表の大きな特徴は、稲作収入が60%以上の稲作「単一経営」が、45年～50年の5年間で各地域とも大幅に減少し(旭川市近郊地帯全体では、10,374戸から6,700戸へと3,674戸、35%の減)、かわって稲作「複合経営」(稲作が販売金額の第1位でありながらその収入割合が60%未満のもの)、野

第6表 農産物販売金額1位の部門別農家数

単位：戸

市町別	年次	種目	農産物販売農家総数		稲		野菜類		畜産	その他	稲部門が2位の稲作農家	野菜部門が2位以下の野菜販売農家
			単一経営	複合経営	単一経営	複合経営						
旭川市	45	6,003	5,085	50	292	32	286	258	429	...		
	50	4,559	3,243	54	362	42	331	521	393	445		
旧市内	45	451	239	2	111	6	50	43	83	...		
	50	231	53	0	106	3	23	46	9	17		
神居	45	747	495	11	73	11	77	80	55	...		
	50	564	295	20	100	18	63	68	126	130		
江丹別	45	260	192	2	4	2	43	17	21	...		
	50	186	49	1	5	0	77	54	19	11		
永山	45	722	655	4	30	5	25	3	58	...		
	50	580	449	6	43	2	26	54	40	58		
東旭川	45	1,963	1,880	11	11	3	35	23	55	...		
	50	1,527	1,309	13	26	8	87	84	86	103		
神楽	45	881	695	19	39	5	38	85	117	...		
	50	713	423	13	62	10	27	178	84	83		
東鷹栖	45	979	929	1	24	0	18	7	40	...		
	50	758	665	1	25	1	28	38	29	43		
鷹栖町	45	1,254	1,245	2	1	0	6	0	17	...		
	50	1,037	937	1	9	0	21	69	30	33		
東神楽町	45	819	760	5	6	0	10	38	46	...		
	50	714	434	18	22	10	19	211	95	131		
当麻町	45	1,463	1,413	5	15	0	18	12	46	...		
	50	1,229	858	18	71	10	45	227	134	72		
比布町	45	855	797	4	18	0	26	14	41	...		
	50	759	563	16	25	8	37	110	89	67		
東川町	45	1,111	1,074	2	6	2	22	5	32	...		
	50	967	665	6	14	8	31	243	53	56		
計	45	11,505	10,374	68	338	34	368	327	611	...		
	50	9,265	6,700	113	508	78	484	1,382	794	804		

- 注 1) 「野菜類」には「施設園芸」—旭川市近郊農業地帯では施設園芸はほとんどが野菜作であるので—を含む。
- 2) 「その他」とは麦類・雑穀・いも・まめ類・工芸作物・果樹類・その他の作物の合計である。
- 3) 「…」は不明。
- 4) 「単一経営」とは単一部門の販売金額が総販売金額の60%以上を占めるもの。
- 5) 「複合経営」とは販売金額が部門間では第1位ではあるが総販売金額の60%未満のもの。
- 6) 「稲作部門が2位以下の稲作農家」数 = 「稲作収穫農家数(米販売農家とは同数)」—「稲作部門が1位の農家数」。
- 7) 「野菜部門が2位以下の野菜販売農家数 = 「野菜(露地)販売農家数」—「野菜部門が1位の農家数」。
- 8) 『1970年世界農林業センサス北海道統計書』『1975年農業センサス北海道統計書』より作成。

業作、畜産、その他の作目を販売額の第1位とする農家が顕著に増加していることである。もっともこの間、販売農家総数は11,505戸から9,265戸と

2,240戸、19%の減少をみていることから、稲作「単一経営」の減少をストレートにその他作目への転換・導入に結びつけるわけにはいかないが、そうした相殺要因を差引いたとしても、旭川市近郊地帯全体における稲単作からプラスアルファを導入した稲作複合経営への転換、あるいは稲作以外への専門化の傾向を読みとることができるであろう。とくに野菜類を主作物（販売金額第1位）とする農家は、この間畜産のそれを上回る増加を示し（372戸から586戸へ）、野菜部門を副次的なものとする農家の一定の存在（50年で804戸）と相まって、この地帯における「稲作プラス野菜」の展開を推察することができる。なかでも、專業農家率の群を抜いた高さからわれわれが目にした旭川市神居は、表からも明らかなように稲作「単一経営」の著しい減少の背後で、稲部門を副次的なものとする農家と野菜類を主作物とする農家のきわだった増加が進行しており、そのことから同地域における「稲作プラス野菜」の部厚い專業農家群を推察するのは容易である。

そこで、以下では旭川市神居地区をとり上げより子細な検討を試みよう。

IV 旭川市神居地区における稲作複合野菜作の 展開と農協の販売対応

1. 地帯別専・兼動向と野菜作の地位

(1) 専・兼別農家構成と営農形態

神居地区が旭川市近郊地帯でも專業農家率の群を抜いた高さを誇っていることは前述したとおりであるが、同じ神居でも地帯によってかなりの差異が見受けられる。すなわち、第7表から45年～50年の5年間の地帯別専・兼別農家構成の変化をみると、神居地区では以下の3つのタイプの地帯群を内包していることがわかる。まず、第1群としてあげられるのは、市街地AおよびBであり、この地帯では都市化の波のなかでこの5年間に26%から17～18%へとより一段と專業農家率がさがっている。ただし、兼業種別の構成の面からみれば、市街地Aは2兼主流、市街地Bは1兼主流といった違いはある。第2群は、46%から25%へと專業農家率が半減し兼業主流の農家構成に転換した平坦部の上雨紛である。第3群は、一部に專業農家率の減少がみられるものの、50年時点においてなお5割前後の專業農家率を保持している山間部のA、Bおよび平坦部の雨紛1、2、3集落（以下では便宜上、雨紛という）

第7表 神居地区における地帯別専・兼別農家構成の変化

		45 年				50 年			
		総農家数	専業	1兼	2兼	総農家数	専業	1兼	2兼
平	市街地 A	159 100.0	41 25.8	33 20.8	85 53.4	89 100.0	16 18.0	13 14.6	60 67.4
	市街地 B	124 100.0	32 25.8	48 38.7	44 35.5	94 100.0	16 17.0	47 50.0	31 33.0
坦	上 雨 紛	66 100.0	30 45.5	31 47.0	5 7.5	61 100.0	15 24.6	38 62.3	8 13.1
	雨紛 1, 2, 3	93 100.0	42 45.2	35 37.6	16 17.2	88 100.0	45 51.1	29 33.0	14 15.9
部	(雨 紛 2)	36 100.0	27 75.0	7 19.5	2 5.5	34 100.0	26 76.5	7 20.6	1 2.9
	A	162 100.0	71 43.8	67 41.4	24 14.8	113 100.0	54 47.8	39 34.5	20 17.7
山 間 部	B	173 100.0	106 61.3	48 27.7	19 11.0	151 100.0	80 52.9	54 35.8	17 11.3
	神居地区計	777 100.0	322 41.5	262 33.7	193 24.8	596 100.0	226 37.9	220 36.9	150 25.2

注 1) 上段は戸数，下段は構成比。

2) 各地帯の該当集落は下記のとおりである。市街地 A（都市計画法による市街化区域内の集落および市街化区域内に農地のある農家の多い集落）一本町，神岡，忠和 1，3，台場 1，雨紛 4，5。市街地 B—忠和 2，4，富沢，台場 2，雨紛 4 の 1。山間部 A—神華，共栄，富丘，春忠内。山間部 B—神居古潭，同開拓，西丘，同開拓，豊里，同開拓。

3) 「農業センサス」集落別集計表より作成。

であり，これらの地帯は50年時点において農家数では地区全体の約 5 割を占めているが，専業農家数では全体の約 8 割を包括しており，専業農家が部厚く存在している地帯である。

このような専・兼別農家構成の地帯動向は，農業内的には，各地帯における営農形態の相違と関連しており，この点とりあえず第 8 表の作付構成の面からみると以下のような特徴を指摘することができよう。まず地区全体としては，この 5 年間に稲，雑穀，いも，豆類の収穫面積が減少し，飼料作物が増加している。野菜については，178 ha から 147 ha へと 31ha の減少がみられ

都市近郊複合野菜地帯の專業的展開条件に関する研究

第8表 神居地区における地帯別作付構成の変化

		45年					50年				
		収穫面積	稲	野菜	飼料作物	その他	収穫面積	稲	野菜	飼料作物	その他
平	市街地 A	197.7	146.0	15.4	18.0	18.3	98.3	32.1	11.2	39.3	15.7
		100.0	73.8	7.8	9.1	9.3	100.0	32.6	11.4	40.0	16.0
坦	市街地 B	235.6	151.0	11.2	48.1	25.3	223.8	105.6	10.7	87.6	19.9
		100.0	64.1	4.8	20.4	10.7	100.0	47.2	4.8	39.1	8.9
部	上雨紛	170.9	160.8	3.2	0.7	6.4	160.1	143.4	7.0	2.8	6.9
		100.0	94.1	1.9	0.4	3.6	100.0	89.6	4.4	1.7	4.3
部	雨紛1,2,3	232.1	198.1	23.6	1.5	8.9	208.2	156.8	42.7	1.7	7.0
		100.0	85.4	10.2	0.6	3.8	100.0	75.3	20.5	0.8	3.4
部	(雨紛2)	105.0	86.1	12.0	1.3	5.6	95.4	77.2	15.7	1.4	1.1
		100.0	82.0	11.4	1.2	5.3	100.0	80.9	16.4	1.5	1.2
山間部	A	668.2	143.3	117.6	352.4	54.9	487.5	70.2	65.5	339.3	12.5
		100.0	21.5	17.6	52.7	8.2	100.0	14.4	13.4	69.6	2.6
部	B	356.2	323.8	7.0	8.5	16.9	319.8	273.0	9.8	14.0	23.0
		100.0	90.9	2.0	2.4	4.7	100.0	85.4	3.0	4.4	7.2
神居地区計		1860.7	1123.0	178.0	429.2	130.5	1497.7	781.1	146.9	484.7	85.0
		100.0	60.4	9.7	23.1	6.8	100.0	52.1	9.8	32.4	5.7

注 1) 上段は収穫面積 (ha) 下段は構成比。

2) 資料は前掲表と同じ。

るものの、この間の収穫面積全体の減少もあってその構成比は10%を維持しており、しかも露地作の減退をカバーするに十分な施設園芸の展開による野菜作の集約化が進展している。

これを地帯別にみると、先にあげた第1群の市街地A、Bは地区全体と同様の動きを示し、第2群の上雨紛は稲収穫面積の減少がみられるものの、稲単作地区であることから依然稲の占める位置が高い。これらに対し第3群の3つの地帯はそれぞれ異なった様相を呈しているが、山間部Aは稲、野菜の減少、飼料作物の増加、山間部Bは上雨紛と同様に依然稲の地位が高く、雨紛は稲の減少に対し野菜を大きく伸ばしているのが注目される(雨紛の野菜収穫面積はこの5年間で24haから43ha、構成比では10%から21%へとほぼ倍増)。この表からは、これら地帯別の営農形態をみることはできないが、山間

部Aは乳牛飼養が盛んで野菜、稲作の展開もみられる混同経営地帯であり、山間部Bは稲プラスりんご作地帯、平坦部でも上雨紛は稲単作地帯なのに対し、雨紛は稲作複合野菜作地帯である。

このように、神居地区でも専業農家率の高いのは、主に稲作複合および混同経営地帯であり、市街地や稲単作地帯では他の市町村と同様に兼業に傾斜している。しかし、同地区でも混同経営地帯は比較的兼業の困難な山間部に位置しており、同地帯における専業農家率の高さはさして注目には値するものではない。かくして、神居地区できわ立った地位にあるのは、雨紛である。同地域は市街地に至近距離にあり、豊富な兼業機会に恵まれていながら、先にみたように稲作複合野菜作地帯として発展し、その結果として専業農家率の高い構成を維持・拡大しつつあるのである。

(2) 野菜作の概況と「野菜生産出荷組合」の役割

ここで少し観点を変えて神居地区における野菜作の概況をみてみよう。先にみたように同地区における野菜作は50年で収穫面積全体の9.8%を占め、稲の52.2%、飼料作物の32.4%に次いだ地位にあるが、これを生産額でみると野菜は316百万円(21.7%)と米の845百万円(58.2%)に次いで高い割合を示し、牛乳の143百万円(9.9%)、果樹の58百万円(4.0%)をはるかに引き離している(50年の神居農協による推定)。

これを生産農家の面からみると、野菜は同地区の農家596戸(50年)のほとんどで収穫されているが、そのうち販売農家は収穫農家(露地)全体の42.5%を占めている。これは旭川市近郊地帯としては旭川の旧市内と並んで高く、神居地区の野菜作が主に販売用に生産されていることを示している。したがって同地区では野菜収穫農家の規模も全般的に高く、露地野菜で10a以上の収穫農家は50年で236戸と全農家の40%を占めている。施設野菜の面でも近年の発展はめざましく、50年現在で34戸(総農家数の5.7%)、316a(戸平均9.3a)のハウスが設置されている¹¹⁾。

生産される品目はこの地区が旭川市場に車で1時間以内の位置にあることもあって、実に多様であるが、主要品目は農協の共計品にもなっているトマト、ピーマン、プリンスメロン、キングメルティ、きゅうりの果菜類、およびレタス、はくさい、みつばの葉菜類、長ねぎ、かぼちゃである。¹²⁾

11) 「1975年農業センサス」集落別集計表による。

12) 51年度は不作のため、共計品から除外された。

しかし、これらの品目はもとより同地区で一樣に生産されているわけではない。金額で第1位を占め、銘柄を確立しているのがトマトであるが、これは雨紛に集中している。ハウスを用いた促成トマトが主であるが、露地もの、抑制ものも生産されている。ピーマン、レタスも雨紛に集中しているが、これはハウス、露地いずれも生産されている。メロン類は露地ものであるが、雨紛のほか忠和、神華、共栄などの市街地、山間部に広く生産されている。はくさいは雨紛を中心にハウスの前作として、および露地にとり入れられている。さらに、みつばは神華、共栄、長ねぎは神居古潭、かぼちゃは旧開拓地のいずれも山間部に生産されている。その他、神居地区には先進的野菜農家が多いこともあって、ハクランやサラダカンランのような新品目も道内で最初にとり入れられている。

かくして同地区は、いまや旭川市近郊地帯でも最先端をいく野菜産地として、名実ともに評価を高めているわけであるが、これを支える組織的基盤は農協とともに、野菜生産者でもって構成する「神居町野菜生産出荷組合」である。農協の販売対応については後述するので、ここで簡単に「野菜生産出荷組合」の役割についてみておこう。同組合は、稲作生産調整がはじまり神居でも急激に野菜作付農家が増加してきた46年、同地区に古くからあった「そ菜研究会」を母体に、農協のテコ入れによって設立された。それまでは、農協は野菜の取扱いにタッチせず、市場とのさまざまなつながりのもとの個人出荷であったが、IIで述べたごとく45年旭川の両卸売市場が西永山流通団地に新設移転し、大量流通の条件を整えたこともあって、農協としても出荷体制の確立に迫られることになった。このような背景のもとに設立された「野菜生産出荷組合」は当初70数戸でスタートしたが、51年現在では106戸を数える。設立初年度の46年にはトマトの共同出荷を行ない、旭川市場で高い評価を得たが、さらに品質・技術の統一を期し、同年に稲作転換特別対策事業でもって共同育苗ハウス13棟（計172坪）の建設を行なった。こうして47年からトマトの共同育苗、48年からピーマンの共同育苗が実施されるようになり、共同出荷（共計）品目も年々増加し、現在では先のように9品目にも及んでいる。機構的にはトマト、プリンスメロン、きゅうり、ハクサイ・レタス、ねぎ、キングメルティ、ピーマン、みつば、ハウス（加温）の9部会に分かれており、それぞれ技術交流や規格の指導徹底が行なわれている。

また各集落ごとに班がおかれており、それは後述の「自主検査員」の選出母体にもなっている。

ところで、先に概観したように、神居地区のなかでも主要品目の生産は雨紛に集中しており、「野菜生産出荷組合」の会員の6割近くがこの地帯に存在している。もともと雨紛は美瑛川沿いの肥沃な土地に恵まれ、平均9俵を上げる高反収と「雨紛米」といわれるほどの高品質の米を生産する稲作高位生産力地帯であるが、同時に古くから旭川市場を対象とした野菜作が副業的にとり入れられていた。これが、46年以降の「野菜生産出荷組合」を基盤とした組織的な野菜作の展開のなかで、いまや一部に専門の野菜農家を生み出すほどの稲作複合野菜地帯として成長してきている。

以下では、雨紛のなかでもさらに複合野菜作の代表的集落である「雨紛2」をとり上げ、若干の分析を試みよう。ちなみに、同集落の専業農家率は45年で76.5%、50年でも77.0%であり、集落34戸中28戸が「野菜生産出荷組合」に加入している。

2. 代表的集落の若干の分析——「雨紛2」集落——

(1) 野菜作の展開と作付体系

「雨紛2」集落には、神居における野菜作の草分けであるK氏（現野菜生産出荷組合会長）が定住していることもあって、古くから野菜作がとり入れられていた。しかし、組織的に市場出荷がはかられるようになるのは、昭和33年、雨紛にK氏を中心に「神居そ菜研究会」がつくられて以降のことである。この研究会は発足時10戸位の技術交流を目的とした集まりであったが、市場に対しては任意出荷組合として歩戻しを受ける組織でもあった。したがって、選果・包装・輸送は各自の自由な判断に任されていて、都市近郊野菜地帯に特有な個人出荷の形態をながらく有していた。また生産される野菜の種類も、個人銘柄をとっていたスイカを中心にしつつも、市場の要請に応えた雑多な品目を比較的無計画にとり入れていた。

この集落で生産・出荷両面における集団的野菜作の展開がみられるようになるのは、神居地区全体と同じく46年に「野菜生産出荷組合」が設立されて以降のことである。稲作生産調整を契機に同集落での野菜作付農家が激増し、それもスイカを中心とした露地作から促成トマトを中心としたハウス栽培へとより集約的な方向に転換していった。

第9表 「雨紛2」集落の農家経営状況（50年現在）

	土地			労働力			稲組織の加入	機械所有	野荷組合の加入	ハウス	農業収入の成		共計品目と販売額（万円）					
	水田作付 (a)	野菜畑 (a)	うらち畑 (a)	世帯主令 (才)	労働能力 (人)	あとの有 (才)					農業収入 (万円)	うち野菜収入 (万円)	トマト	ピーマン	レタス	ハクサイ	メロン	きゅうり
1	758	24	(24)	61	2.3	24◎		タ ト コ	○		841	33	—	—	—	—	—	—
2	510	3	—	57	2.4	28		タ ト コ			600	—	—	—	—	—	—	—
3	400	30	—	33	1.8			タ ト ◎	○ M		401	3	—	—	—	—	—	—
4	397	77	(77)	41	1.8			タ ト コ	○		1,066	460	91	—	4	90	18	—
5	320	86	(36)	40	2.8			タ ト ◎	○ K 150		814	471	266	51	80	20	—	—
6	295	142	(82)	61	3.4 (1人)	28◎		タ ト コ	○ MK 650		720	350	255	52	28	—	—	—
7	290	35	(35)	59	2.3	28		(◎) ト パ	○ M		615	228	61	65	—	—	—	—
8	262	29	(29)	60	1.5	36(◎)		タ ト コ	○ M 60		539	229	—	58	—	—	—	39
9	259	44	(34)	61	1.3	<29>	○	— ト	○		263	19	—	19	—	—	—	—
10	257	157	(137)	53	2.4	—	○	— ト パ	○		658	388	49	53	20	21	36 (1)	—
11	250	22	(14)	39	1.5			タ ト コ	○ M		407	135	75	21	—	—	—	5
12	244	48	(33)	62	3.3	35◎		タ ト コ	○ M		670	220	121	13	14	4	56	—
13	230	135	(85)	39	2.1 (1人)		◎	— ◎	○ MK 450		641	313	60	49	31	37	—	—
14	226	29	(9)	51	1.5			(◎) ◎	○		374	130	—	—	—	—	—	—
15	216	58	(58)	47	2.1		○	—	○ M 60		469	230	65	—	—	—	—	22
16	215	40	(20)	64	3.0	34◎		タ (ト) コ	○ MK 400		743	542	245	—	14	12	—	—
17	213	75	(50)	67	3.0	40◎		タ (ト) コ	○ MK 400		724	477	209	21	66	—	—	—
18	210	—	—	65	0.7	—		— — —			225	—	—	—	—	—	—	—
19	208	52	(32)	51	3.4	25◎	◎	(◎) ◎	○ M		361	125	68	54	—	—	—	—
20	200	96	(46)	37	2.5		◎	タ (ト) パ	○ M		475	293	109	40	32	87	—	—
21	197	33	(13)	61	3.1	29◎		— ト パ	○ M		546	267	99	—	4	14	—	—
22	177	111	(56)	66	3.0	41◎	○	タ ト コ	○ M(K)		650	500	82	18	148	169	—	—
23	175	65	(65)	37	1.8			(◎) ト パ	○ M		325	130	3	—	—	—	—	—
24	170	126	(26)	44	1.8		◎	タ ト	○ MK 450		690	490	233	25	15	20	50	—
25	165	53	(33)	43	2.7		○	タ	○ MK 400		639	444	151	22	15	2	18	—
26	155	150	(120)	66	3.0	31◎	◎	(◎) ト パ	○ MK 670		650	500	246	—	96	17	51	—
27	148	28	(28)	43	1.8	<22>	◎	(◎) パ	○ M		323	173	105	21	16	1	30	—
28	135	65	(65)	48	1.8		○	—	○ M		409	234	77	44	1	—	—	—
29	116	24	(24)	41	0.8		○	—			164	55	—	—	—	—	—	—
30	115	25	(15)	51	1.8	—		— ト パ			374	—	—	—	—	—	—	—
31	110	—	—	38	1.0			— — —			117	—	—	—	—	—	—	—
32	106	—	—	68	3.4	42◎		— ト パ			114	—	—	—	—	—	—	—
33	60	160	(80)	53	1.8 (2人)	<25◎>	○	— パ	○ MK 600		660	600	148	89	93	63	88	—
34	40	50	(50)	57	2.1	<31◎>		— — —	○ M 60		277	251	39	59	37	14	25	—

注 1) 労働能力の () は常雇の外数。
 2) あとつぎの有無の◎は既婚者, () は婦農子定者, — はあとつぎ確保の見込なし, < > は恒常的兼業に従事するもの。
 3) 稲作生産組織の○は加入者, ◎はオペレータ。
 4) 機械所有のタは田植機, トはトラクター, コはコンバイン, パはバインダー, ○は数戸共有 () は51年導入, — は無所有, 空白は組織有のみを現わす。
 5) ハウスのMは無加温ハウス, Kは加温ハウス, () は共同育苗ハウスを育苗後利用。無加温ハウス施設農家で坪数の記入していないものは, 平均300坪。
 6) 土地, 世帯主年令, 労働能力, 農業収入, 共計品目と販売額は農協資料より, その他は調査農家, 農協からの聴き取りにより作成。

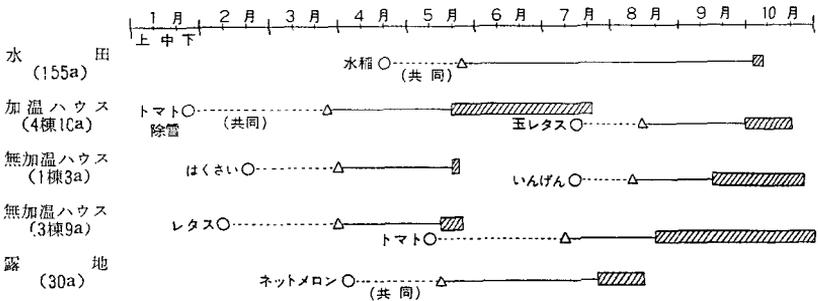
51年現在同集落は34戸の農家を有するが、うち「野菜生産出荷組合」に入っているのは第9表にみられるように28戸を数えており、そのうち23戸が加温ないし無加温のハウスを施設している。ハウスにおいては共計品目の促成トマトを中心に後作に抑制レタスないしはきゅうりを入れるのが一般的であるが、一部の先進的農家では「促成レタス→抑制トマト」の作型もとり入れられている。また多くのハウス農家が同じ共計品目のピーマンの長期取りを行なっているほか、「促成はくさい→いんげん」の作型も試みられている。露地ではトマトのほかプリンスメロン、キングメロン、ピーマンなど果菜類の生産に重点がおかれており、ダイコン、はくさいなど秋野菜が後作に入っている。

これらの野菜農家は雨紛地区全体のところで述べたようにいずれも稲作の複合部門として野菜作を導入しているわけであるが、こうした複合野菜作農家の最大の問題はなんといっても稲作と多作野菜生産からもたらされる労働の競合である。この問題をどのように処理しているか、次に同集落の典型農家を抽出して、その実態をみてみよう。

(2) 稲作複合野菜農家の労働・作業体系と労働力保有状況

第4図から、同集落では中規模の29番農家の労働・作業体系をみると、以下のごとくである。すなわち、1月中旬から除雪作業をはじめ、1月下旬から促成トマトの共同育苗、3月下旬から4月上旬にハウス野菜の定植と続

第4図 29番農家の主要作型



注1) 〰 播種、△定植(田植)、▨収穫、……育苗、——栽培、共同は共同育苗。
 2) 他に露地にピーマン、プリンスメロン、スイカ、キャベツ、大根などを作付。

く。5月中・下旬よりハウス野菜の収穫・出荷がはじまるが、5月下旬は稲の田植の時期ともぶつかる。7月中旬頃まで促成トマトの収穫・出荷が続くが、抑制レタス、いんげんの播種、ネットメロンの収穫・出荷が続くわけだが、7月下旬から8月中旬にかけてのトマト価格の安い時期にトマトの出荷をせず、再びトマト価格が上昇する8月下旬から10月いっぱいまで抑制トマトの収穫・出荷を行うという市場対応をとっている。また、10月上・中旬は稲の収穫期と抑制レタスの収穫・出荷期とも重なり、年間作業のなかでひとつの大きな労働ピークをなしている。

ともあれ、この農家の場合5月中旬より10月いっぱいまで切れめなく野菜の収穫・出荷が続いているわけであるが、総じて労働競合を避けるための作型が工夫されており、出面労働はわずかにトマト・レタスの定植時に延20人ほど入れるだけで、収穫作業は同農家の息子夫婦2人と父親の労働力を適宜動員してこなしている。

一般に同集落では市街地に隣接しているにもかかわらず家族労働力は豊富で、平均して2.2人の農業労働力（労働能力換算）を保有し、しかも世帯主の年齢は一般に若く、高齢者には大方あとつぎが確保されている。野菜作付農家のなかで兼業的農家といえるのは第10表に示すように⑨、⑲、⑳、㉑の4戸にすぎず、うち世帯主が兼業に従事するのは1戸で他は傍系家族の兼業である。㉑番農家は息子夫婦2人を常勤的兼業に出しているが、この農家は2人の常雇を入れて年間660万円の農業収入をあげており、内実的には「専業農家」にあてはまる。野菜作付農家のなかでもハウス導入農家は労働力が

第10表 「雨紛2」集落における兼業状況（恒常的）

農家番号	兼業の状況				備考
9	長男	29才	車の整備工場		稲作野菜複合
27	長男	22才	自衛隊		稲作野菜複合
29	世帯主	41才	市役所（園芸センター）		稲作野菜複合
31	世帯主	38才	土木人夫・運転手		水田単作
32	長男	42才	学校用務員		水田単作
33	長男	25才	市役所（運転手）		稲作野菜複合
々	長男の妻	20才	看護婦		
34	長男	31才	運動具店		稲作野菜複合

注）調査農家および農協からの聞きとりによる（昭和50年現在）。

比較的多く、一部の農家（3戸）では4～10月のあいだ常雇を入れている。臨時雇は家族労働力の少ない農家や多作経営の農家で野菜の定植時に導入しているが、これらの恒常的・臨時的労働力は多く市街地の主婦によってまかなわれている。

なお水田作付面積が1ha程度で水田単作の2戸の農家（㊸, ㊹番）は、当然ながら農業収入が少なく（110万～120万円）、家計の主要部分を土木人夫、学校用務員といった不安定な兼業に依存している（第9表、第10表参照）。

（3）機械所有と稲作生産組織の役割

次に機械所有について簡単に触れておくと、まずトラクターについては47～48年頃から全階層にわたり導入されつつあるが、水田作付が中規模の一部の農家では50年当時までまだ耕耘機と賃耕に依存していた。田植機については50年にかけて水田上層農家に導入されたが、51年には大半の農家が個人ないし共有で導入するようになった。小型コンバインは47～48年から同じく上層を中心に導入され、これらの農家では稲作の一貫機械体系を確立しているが、中下層の所有収穫機械は一般にバインダーにとどまっている。これら水田作付規模における中下層農家は、ほとんどが稲作複合野菜農家であり、水田秋作業の省力化は野菜の収穫・出荷労働との競合を避けるためにも求められ、50年までは手の足りない農家は同じ集落の一部の水田上層農家に賃刈りしてもらっていた。農業構造改善事業は神居地区がいずれの品目においても区域が狭く、適用対象から外されていたこともあって、農家の機械導入も個別的に行なわれていた。しかしコンバインのような大型機械を個別的に導入できる農家は限られ、何らかの集団的対応が必要であったが、「雨紛¹³⁾2」集落では50年に「旭川市農業振興条例」の適用を受けて、コンバイン3台（4条刈り）の導入と乾燥機6基を併設したミニライスセンターの建設が行なわれ、その運営組織として同集落14戸によって「雨紛中央生産組合」が設立さ

13) この条例は47年に制定され、生産組織化の助成（生産組織を作るための調査研究に要した経費の2分の1か、組織戸数に5,000円を乗じた額のうちいずれか低い助成）および組織が導入、改良する機械、施設や市場開拓等に関する事業に対して助成（事業費の20%内の助成）を行うことにしている。また農産物価格安定対策として基準価格を下回った場合、農業団体等が行なう価格補助事業に要した経費の10%以内の助成（農家負担は80%、農協負担は10%以内）もなされており、きゅうり、ピーマン、ほうれんそう、小ねぎ、長ねぎの5品目を助成対象作物としている。

れ、刈取り、乾燥調整を一貫した秋作業の画期的な省力化が実現した。先の第9表からもうかがえるように、同組合に加入している農家は水田規模が小さく、野菜を経営の主体においた農家であり、オペレーターは6人で比較的労働力の豊かな農家から出役している。このように同集落の稲作生産組織は、稲作複合野菜生産の不可欠な基盤として位置づいているのである。

(4) 地力維持対策

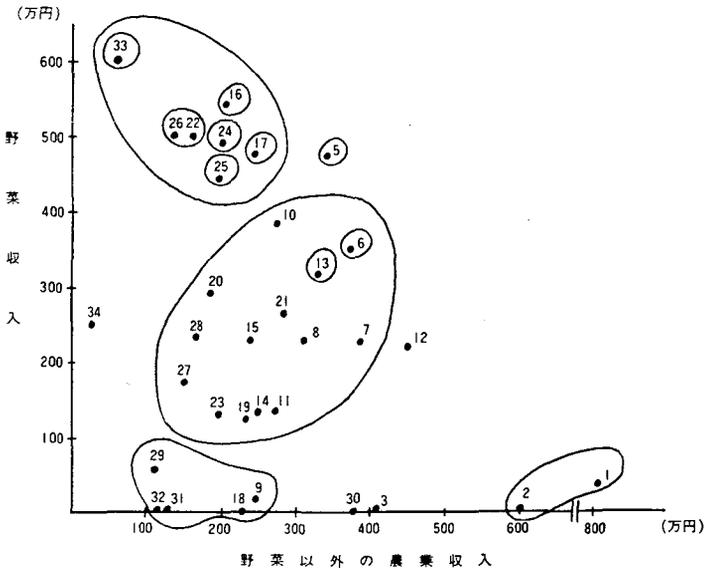
コンバインで細断され圃場に散布される稲ワラは大半が翌春にそのまま鋤き込まれるが、一部は手作業で集められ、堆積されて堆肥として利用される。野菜生産農家はそのほか山間部の酪農家よりきゅう肥を購入して（2 t 車1台で2～3千円）、地力維持に役立たせているが、50年からは上雨紛に設置された旭川競馬場のきゅう肥を許可を得て搬入して利用するようになった。これらのきゅう肥は完熟させ稲ワラ堆肥とともに、野菜畑に平均8～10 t（反当）投入されている。近年一部に連作障害が見え出したハウスについては、さらに多くの堆きゅう肥が投入され、2～3年に1回ハウスの移設がなされる。こうして地力維持についてはことさらに注意が払われているわけであるが、そのなかで⑥番農家のように反当12～3 tの堆きゅう肥を投入し、反16 tもの良質トマトを収穫する例もあらわれている。

(5) 農業収入構成

最後に野菜収入とそれ以外の農業収入（ほぼ全部が稲作収入）の絶対額と両者の割合から、今後の展開方向を示唆しておこう。

農業収入の絶対額では同集落は300万円を越える農家がほとんどで、およそ半数は500万円を越えている。さらにこれを収入構成の面から図示した第5図から、同集落では大まかに次の3つのタイプの農家群が存在していることがわかる。第1のタイプは稲作専門的農家群であり、これは①、②農家のような上層と、⑨、⑩、⑪農家のような下層（これらは水田を1～1.5haしか所有しておらず、生活を兼業に依存している）の両極に分化している。これらの稲作専門的農家群の対極に位置しているのが、年間野菜収入が500万円台で野菜収入依存度も7～9割を占める野菜専門的農家群であり、第2のタイプを構成する。図では左上の⑩、⑫、⑬等の農家であり、みられるとおりすべて加温を中心としたハウスを施設している。そして両タイプの中間に稲作と野菜作を収入の面ではほぼ均等にとり入れた部厚い複合農家群が存在して

第5図 農業収入の構成 (50年)



注 数字は農家番号, ○はハウス導入農家。

いる。この第3のタイプの農家群は収入のうえでは同集落の中上層を構成し、雨紛全体で支配的にみられる農家群である。

問題はこの第3のタイプである 稲作複合野菜農家が、今後どのような展開方向をたどるかであるが、「雨紛2」集落を中心としたわれわれの聴き取り調査からいいうることは、概して労働力の豊富な農家はハウス（一般に無加温）を基礎とした現在の集約野菜作の形態を拡大（ハウスの増築）している。その場合現在作付されている水田の位置づけがどうなるか興味もたれるところであるが、ほとんどの農家では、これを安定的な高収益作物として維持しつつ複合的に野菜作を導入している現在の営農形態を守っている。野菜に専業化した農家のなかにも露地野菜畑を再度水田に復元して複合農家に回帰しようとする動きもあり、稲作複合の雨紛の野菜作の形態は今後集約的な方向でいっそう厚みを増していくものと思われる。

3. 神居農協の販売対応

以上 われわれは神居地区全体の農業動向とそのなかで稲作複合野菜地帯として発展している代表的集落の分析を行ってきたが、ここで「野菜生産出荷組合」とともに同地区の野菜の集出荷・販売において重要な機能を担う神居農協の役割について触れておこう。

(1) 野菜共販の取り組みと集出荷機構

同農協は旭川市近郊地帯では組合員がもっとも少ない未合併農協であるが(51年現在正組合員480戸)、野菜の取扱・共販においては同地帯では先進的な取り組みを行ってきた。すなわち、46年設立された「野菜生産出荷組合」との連繋のもとに同年より組織的・本格的な野菜共販が開始され、取扱品目の拡大のなかで同農協の野菜販売額は飛躍的な伸びを示していった(第11表、第12表)。かくして、野菜販売額は45~50年度間に実に6.3倍の伸びを達成し、50年度では農協総販売額の24.3%を占めて、米の59.2%に次ぐ同農協の

第11表 品目別販売額の推移(神居農協)

単位:千円, %

品 目	年 度					45~50 伸び率
	40	45	47	49	50	
米	377,786 84.9	546,945 85.5	559,340 72.2	807,639 62.0	773,905 59.2	141.5 —
雑 穀 豆 類	1,142 0.3	606 0.1	9,094 1.2	8,766 0.7	6,132 0.5	1,011.9 —
野 菜	29,032 6.5	50,250 7.5	108,068 14.0	303,220 23.3	317,578 24.3	632.0 —
果 実	9,574 2.2	15,401 2.3	24,105 3.1	28,691 2.2	33,587 2.6	218.1 —
牛 乳	23,580 5.3	37,425 5.6	44,534 5.8	110,240 8.5	130,453 10.0	348.6 —
畜 肉 他	3,766 0.8	15,470 2.3	29,078 3.8	43,270 3.3	45,506 3.5	294.2 —
合 計	444,880 100.0	666,097 100.0	774,219 100.0	1,301,828 100.0	1,307,161 100.0	196.2 —

注 1) 下段は品目別割合、伸び率は45年度を100としたもの。

2) 『北海道農業協同組合年鑑』各年版より作成。

都市近郊複合野菜地帯の專業的展開条件に関する研究

第12表 野菜共計品取扱実績（神居農協）

単位：千円

年 度			46	47	48	49	50	51
品 目								
ト	マ	ト	24,318	24,438	37,809	38,748	46,588	50,841
プ	リ	ス	7,071	8,143	9,056	25,716	21,040	20,365
エ	リ	ザ	—	1,102	1,698	1,100	378	—
キ	ン	グ	—	—	—	—	3,581	—
キ	ン	グ	—	—	—	—	2,685	9,679
レ		タ	—	2,741	5,028	10,589	12,934	14,300
き	ゅ	う	—	3,794	8,917	10,025	12,913	12,202
ビ	ー	マ	—	—	9,337	25,629	16,237	15,868
は	く	さ	—	—	2,530	5,521	9,015	—
み	つ	ば	—	—	—	19,332	6,761	14,125
か	ぼ	ち	—	—	—	1,365	—	1,237
な	が	ね	—	—	—	—	—	543
合	計		31,389	40,219	74,376	138,025	132,131	139,159

注) 神居農協資料より作成。

基幹販売品目としての地位を不動のものにしている。40年当時の米一辺倒の販売額構成はこの間一変したわけであるが、これを可能にした背景には、「野菜生産出荷組合」に結集した生産者の努力とともに共販メリットを追求する同農協の主導的試みが存在している。

前述のごとく雨紛を中心とした神居地区の野菜生産の歴史は古く、そのなかでスイカのような個人銘柄も確立してきたわけであるが、そうした銘柄も44～45年頃には旭川市場への「みそのスイカ」の進出によって駆逐されていくようになる。「みそのスイカ」とは、同じ上川の富良野市の山間部で生産される大型共選品であるが、この経験は、いかにすぐれた品物でも個人的に市場に対応していたのでは産地間競争に伍していけないという教訓を植え付けた。こうして神居の野菜生産者は、体験によって共販の必要性を知るようになり、それだけ農協への期待も大きなものがあった。46年から野菜の本格的取扱を開始した神居農協の当初の試みは、こうして産地銘柄の確立におかれ、「カムイ」マークによる農協独自のダンボールが導入された。さらに農協の機構改革でそれまでの営農指導課と販売課を合体し、「営農課」として新規に職員も増やして、野菜についても生産・販売を一貫した体制のもとに指導を行なうようになった。そのあらかの第1は共同育苗ハウスを導入し

ての品種・技術の統一であり、第2は出荷における規格検査の徹底であった。

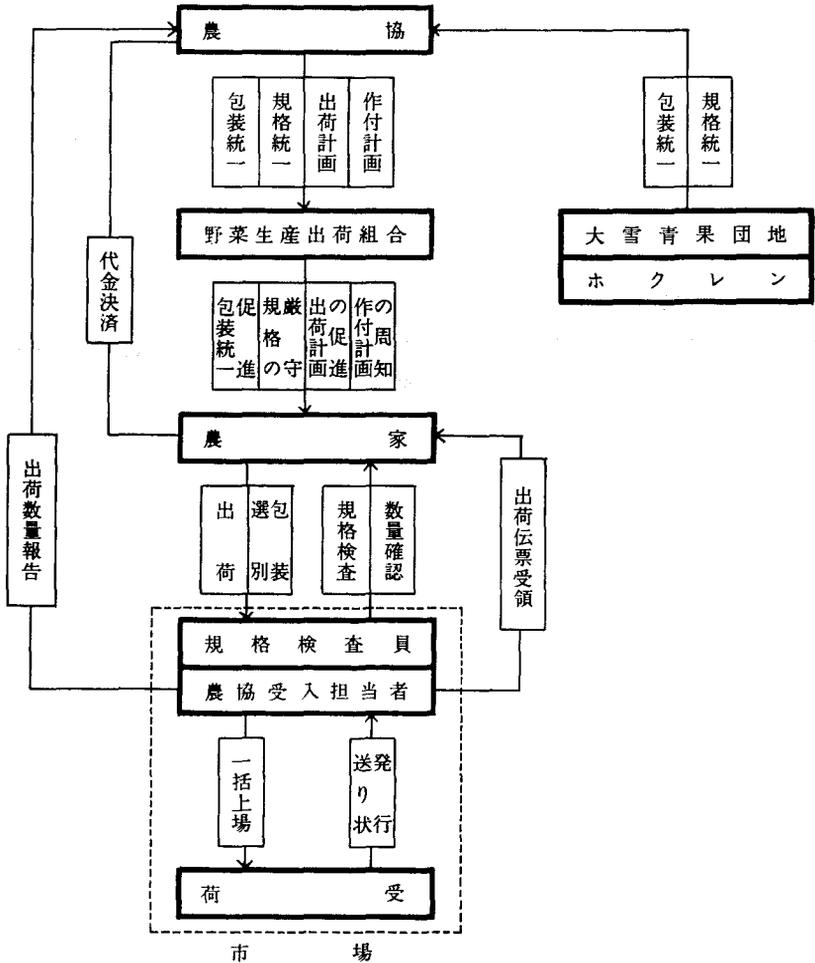
共同育苗については、前述のごとく、農協の指導のもとに実際の作業は「野菜生産出荷組合」が引き受けて47年から行なわれているが、規格検査については、同農協が独自な方法を開発し46年から実施されている。それは、生産者が統一規格にもとづき自主的に選別・箱づめて出荷したものを、市場において農協の受入担当者と生産者の代表である「自主検査員」がチェックし規格・秤量の完全化をはかるものであり、いわば集荷・選別所を持つには出荷量が少なすぎる小規模農協の実状に合わせたものであった。この方式だと個選であっても共選と同じ効果があり、セリ場には農協の共選品として規格毎に一括上場することを可能にする。また「自主検査員」は「野菜生産出荷組合」の各班の代表が交代であたるので、農家の選別・箱づめ段階での規格・秤量の統一についてはことさら注意が払われるようになる（以上の集出荷機構については第6図を参照されたい）。

(2) 農協間協同と広域的市場対応——「大雪青果団地」の役割——

ところで、集出荷における神居農協独自な方法は「神居方式」と呼ばれ、47年からは近隣の各農協でも実施されるようになった。しかし、その結果として産地間競争が激化するようになった。というのは、たしかに「神居方式」によって農協内の生産者間の品質格差は解消していったが、農協間の格差は解消せず、むしろ市場での差別的評価をねらった各農協独自の包装・規格を蔓延させていったからである。このような比較的狭い地域内での農協間の競争は長い目では決してプラスにならないとの考えは、多かれ少かれ各農協が持っていた。しかしこれを調整し、統一した集出荷体制を確立するのは容易なことではない。だが、旭川市を中心とする上川では、北農中央会やホクレンの営農販売担当者があいだに立って各農協の話し合いが精力的に進められていった。そして、ついに48年4月、上川支庁管内17の野菜取扱農協の協議体として「旭川地区青果団地」が設立された。この大型協議体は50年には名称を「大雪青果団地」と改めたが、その目的は農協間協同¹⁴⁾によって地区全体の統一した販売対応をはかることにおかれている。そのため、団地設立後最

14) 農協間協同による広域的販売対応については、三島徳三「農協間協同と広域営農団地」(『農産物市場研究』第4号、農産物市場研究会、1977年)を参照されたい。

第6図 神居農協における野菜集出荷機構図（共計品）



初に取り組みられたのは規格・銘柄・包装容器の統一であり、規格は上川管内全体の統一規格がつくられ、さらに「大雪」ブランドの定型ダンボールが導入された。また50年度からは過年度の趨勢価格から当年度の出荷量と価格の予測がたてられ、各農協の生産出荷計画の参考に供されている。

「大雪青果団地」の設立にあたって神居農協は中心的役割を果たし、48年度からは率先「カムイ」ブランドを排し、団地で統一した「大雪」ブランドの

ダンボールを使用するようになった。だが、規格・容器が広域的に統一されたとはいえ、実際の選別・箱づめは各農協が銘銘の方式をとっており、なかには農協単独で共選所を持つものから、依然として「神居方式」を続ける農協までであるため、団地化したといっても産地間競争の要素は残存させている。団地設立の具体的メリットとして生産者の好評を博したのは「優・秀」の品位の撤廃であり、初年度から実施された。この措置によって生産者は選別段階で無用の神経を使わなくてすむようになったが、これとて神居農協ではすでにその前年から試みられている。

たしかに広域団地を母体とした各農協の協議の進展によって農協間の価格差は次第に緩和されつつある。だが本稿のⅡでみたように、市場側で差別的価格操作が行なわれている以上、農協間協同による統一的販売対応は容易でない。その困難を乗り越え、産地間競争を確実に解消するひとつの有力な方法は広域共選体制の確立であり、「大雪青果団地」も52年度から促成トマトについてその実施段階に入っていたが、その実態と各農協、生産者への作用の検討については、次年度のわれわれの研究に待たなければならない。

以下では、促成トマトの広域共選体制が実施される以前の、神居地区における稲作複合野菜農家の専門的展開条件について小括しておこう。

4. 小 括

都市近郊地帯としては異例な高率の専門農家率を誇る旭川市神居地区の専門的発展を代表するのは、雨紛にみられるような市街地近傍の稲作複合野菜地帯である。そこに広範に展開する専門農家群は、稲作農家としては小規模であるが、その反収は高く、しかも複合的に高収益の野菜作を導入している。一部に野菜に専門化していく経営また例外的に稲作専門的大経営の存在も見受けられるが、同地帯の圧倒的多数を占める専門農家群は、稲作に野菜作をプラスした複合農家の集団である。これらの農家群は、旭川市近郊地帯に宿命的な水田規模の零細性を、ハウスと露地に、トマト、レタスほか多様な果菜類・洋菜類の野菜作をとり入れることによって克服し、いまや集約的経営を追求する中農層として発展している。こうした稲作複合の集約化の追求が、同地帯の専門的発展を支える第1の条件となっていることはいうまでもない。

しかしながら、こうした集約的野菜作の導入が個別農家の分散的対応とし

てなされるのであれば、そこには発展の条件はない。というのは、いかに都市近郊地帯として個人出荷の機会に恵まれているとはいえ、市場流通の本流はいまや規格・包装の統一された大量流通品目に変っているのであり、地場市場としての旭川市場も例外ではない。野菜作を市場や商人の支配に抗して発展させていくためには、現在では一定の農家集団による主産地の形成をはかることが必至とされる。神居地区の野菜作は、当初個別的に導入され、市場に対しても個人出荷として対応していた。しかし稲作生産調整を契機に多数の野菜生産農家が生まれ、これらの生産者によって「野菜生産出荷組合」が設立された昭和46年以降の動きは、明らかに集団的、組織的である。共同育苗・技術交流による品種・技術の統一、「神居方式」による自主検査の徹底、これらは同地区の共計共販を支える安定的基盤となっている。そのなかで「野菜生産出荷組合」とともに不可欠の役割を担っているのが農協であり、ここはいち早く販売対応の条件を整えたばかりではなく、旭川市近郊地帯の小規模農協がかかえる銘柄と販売単位の弱みを、農協間協同によって克服すべく、48年設立された「大雪青果団地」（改名後の名称使用）のなかで主導的役割を果たしている。こうした農協を核とした生産者同士・農協間の組織的結集は、いうまでもなく野菜農家の集団的存在に裏付けられており、個々の農家の専門的発展も集団的＝組織的対応の結果としてあらわれている。これが第2の条件である。

以上に整理したように、神居地区の稲作複合野菜地帯の専門的展開を可能にしている条件は、いちおう集約化と集団化＝組織化にあるということができる。だがこうした方向も、それを進める担い手の存在があってはじめて実現されることはいうまでもない。この点において神居の稲作複合野菜地帯は、概して豊富な家族労働力を有しており、稲作の省力化も一部で稲作生産組織に支えられながら進んでいる。この実態については今回の調査で十分触れることができなかつたが、いちおう集約的野菜作の展開の基礎に、相対的に豊富な家族労働力の存在と稲作の省力化があるとみて大過ないであろう。

しかし農業の担い手自体、一方では労働市場の変動に規定される側面を持っているわけであり、旭川市周辺のような都市近郊ではとりわけその規定性は強い。現に旭川市近郊地帯全体では、今回の不況局面に入る前まで一直線に兼業化の道を走っていたわけであり、神居地区のように一定の起伏を持ち

つつも傾向的には高い専業農家率を維持してきたケースは、あるいは例外的といえるかも知れない。しかし、神居地区の中でも、めざましい専業的發展をたどっているのが一部の地帯であったように、市町全体（旭川市においては旧市町村）の統計上の兼業化の「襲のかげ」に隠れてはいるが、現に専業的發展をたどっている地域・集団の存在に注目しないわけにはいかない。かくして、以下のわれわれの分析は、旭川市近郊の他の事例検討に向けられる。

〔付 記〕

本研究については湯沢が昭和51年度文部省科学研究費（一般研究D）の助成を受けたが、この論文のとりまとめは三島が行なった。共同執筆の各氏および調査協力を得た拓殖短大の矢崎氏、大学院の長谷川、三浦の両君、現地で多大のお世話になった神居農協、北農中央会その他の諸氏に、心からの謝意を表しておきたい。